

現物取引における信用力に応じた当初証拠金の割増制度の導入に伴う
「当初証拠金所要額に関する規則」の一部改正について

I. 改正趣旨

現物取引に係る清算業務において、FMI原則（金融市場インフラのための原則）等の国際規制の求めを踏まえ、清算参加者の信用リスクを当初証拠金所要額に反映し、機動的に所要額の割増を実施する制度の整備を行うべく、「当初証拠金所要額に関する規則」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

- ・ 清算参加者の純財産額（登録金融機関等の場合は純資産額）が20億円未満となった場合に、当初証拠金所要額の割増を行うこととする。
- ・ 割増額は、以下の割増率に、過去3か月間の当初証拠金所要額の上位50%平均額を乗じた額とする。
純財産額が20億円未満10億円以上：0.5
純財産額が10億円未満：1.0
- ・ 割増額は、前月の最終営業日を基準日として毎月算出し、同5営業日から適用する。

（備考）

- ・ 「当初証拠金所要額に関する規則」別表1

III. 施行日

2019年4月1日から施行し、同月の前月の末日を基準日とする純財産額に基づく割増額から適用する。

以上

当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表 1 当初証拠金所要額の算出に関する表</p> <p>1. 現物清算資格に係る当初証拠金所要額 現物清算資格に係る当初証拠金所要額は、次の計算式により算出される額とする。ただし、当該額が適当でないと認められる場合には、当社が定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、<u>次の a から c までに定めるとおりとする。</u></p> <p>現物清算資格に係る当初証拠金所要額 ＝総値洗損失相当額＋総想定損失相当額＋<u>純財産額に基づく割増額</u></p> <p>a・b（略）</p> <p><u>c 純財産額に基づく割増額とは、当該割増額の算出基準日時点における直近の清算参加者の純財産額（登録金融機関又は証券金融会社にあつては、純資産額をいう。以下同じ。）が20億円未満となった場合において、次の計算式により算出される額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のイ及びロに定めるとおりとする。</u></p> <p><u>純財産額に基づく割増額</u> ＝当初証拠金所要額の割増基礎額×割増率</p> <p><u>イ 当初証拠金所要額の割増基礎額とは、純財産額に基づく割増額の算出基準日からさかのぼって3か月間の日々の当初証拠金所要額（純財産額に基づく割増額を除く。）の上位50%の平均額（一の数値以下の数字の個数が総数の50%以上となる場合の当該当初証拠金所要額のうち最小値を超えるものの平均額）をいう。</u></p>	<p>別表 1 当初証拠金所要額の算出に関する表</p> <p>1. 現物清算資格に係る当初証拠金所要額 現物清算資格に係る当初証拠金所要額は、次の計算式により算出される額とする。ただし、当該額が適当でないと認められる場合には、当社が定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、<u>次の a 及び b に定めるとおりとする。</u></p> <p>現物清算資格に係る当初証拠金所要額 ＝総値洗損失相当額＋総想定損失相当額</p> <p>a・b（略） (新設)</p>

ロ 割増率とは、純財産額に基づく割増額の算出基準日時点における直近の清算参加者の純財産額に応じ、次に定める率をいう。

純財産額が20億円未満10億円以上：0.5

純財産額が10億円未満：1.0

(注) 純財産額に基づく割増額は、前月の末日を算出基準日（同日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）として毎月算出し、当月の5日目の日から適用する。

2. (略)

付 則

この改正規定は、平成31年4月1日から施行し、同月の前月の末日を算出基準日とする純財産額に基づく割増額（別表1の1. cに規定する純財産額に基づく割増額をいう。）から適用する。

2. (略)